

会費口数算定基準表

平成8年4月1日改正 柏商工会議所

従業員数	0人	1	3	5	7	10	15	20	25	30	35	40	50	60	80	100	125	130	175	200	250
個人・法人(資本金区分)	2	4	6	9	14	19	24	29	34	39	49	59	79	99	124	129	174	199	249	300	
個人	3	3	4	5	6	7	9	11	13	15	17	19	21	23	25	27	29	31	33	36	39
～ 500万未満	6	7	8	9	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	41	44
500万～ 1,000万未満	8	9	10	11	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	43	46
1,000万～ 1,500万未満	9	11	12	13	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	42	45	48
1,500万～ 2,000万未満	11	13	14	15	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	42	44	47	50
2,000万～ 3,000万未満	13	16	17	18	19	21	23	25	27	29	31	33	35	37	39	41	43	45	47	50	53
3,000万～ 5,000万未満	15	18	19	20	21	23	25	27	29	31	33	35	37	39	41	43	45	47	49	52	55
5,000万～ 7,000万未満	17	20	21	22	23	25	27	29	31	33	35	37	39	41	43	45	47	49	51	54	57
7,000万～ 10,000万未満	19	22	23	24	25	27	29	31	33	35	37	39	41	43	45	47	49	51	53	56	59
10,000万～ 30,000万未満		25	26	27	28	30	32	34	36	38	40	42	44	46	48	50	52	54	56	59	62
30,000万～ 50,000万未満		28	29	30	31	33	35	37	39	41	43	45	47	49	51	53	55	57	59	62	65
50,000万～ 70,000万未満		31	32	33	34	36	38	40	42	44	46	48	50	52	54	56	58	60	62	65	68
70,000万～ 100,000万未満		34	35	36	37	39	41	43	45	47	49	51	53	55	57	59	61	63	65	68	71
100,000万～ 150,000万未満		37	38	39	40	42	44	46	48	50	52	54	56	58	60	62	64	66	68	71	74
150,000万～ 200,000万未満		40	41	42	43	45	47	49	51	53	55	57	59	61	63	65	67	69	71	74	77
200,000万以上～		43	44	45	46	48	50	52	54	56	58	60	62	64	66	68	70	72	74	77	80

＜備考＞

1. 会費口数算定基準表の見方

- (1)個人は該当する従業員欄を、法人は該当する従業員欄と資本金額欄の交叉するコマ内の口数をその会員の会費口数とする。(1口の金額は3,000円)
- (2)従業員数が300人を超える場合は、50人ごとに3口加算する。
- (3)支店等の事業所の場合、資本金の算出方法はつぎの算式による。 資本金×柏支店従業員数÷総従業員数
ただし、有限会社及び株式会社で最低資本金を下回る場合は、それぞれの最低資本金額を適用する。
- (4)資本金額、従業員数は加入申込書及び実態調査等に基づくものとする。この場合従業員数は当該事業所において常時使用する全従業員をいう。
(個人企業の事業主、生計を一にする家族従業員並びに法人の役員及びパート、アルバイトを除く)

2. 別途基準によるもの

大型小売業者(大規模小売店舗立地法の適用をうけるもの、及び、これに準ずるもの)、金融・証券・生命保険業、その他この基準表の適用が実情にそわない業種については別途定める。

3. 申込者は常議員会より加入承認の通知が到達した日から30日以内に、加入金ならびに加入の承認月から起算した月割会費を一括して納入する。

※加入初年度は翌月末までに銀行振込もしくは集金でのお取扱いになります。口座振替は次年度からの適用となります。

会費口数の見方及び年会費の算定事例 ～ 会費1口は3,000円です ～

【事例1】個人営業の場合

私は、青果業を営んでいます。個人事業者で私と妻のほかにパート2名です。

answer) 会費口数算定基準表の左端「個人」の欄で従業員については、備考1(4)に基づき、0人となります。
会費口数 3口 年会費 9,000円(@¥3,000×3口)

【事例2】法人営業の場合

私は、株式会社東京産業という清掃業を営んでいます。資本金は500万円で社長役員1名、契約社員2名、正社員1名です。
↓
従業員数1名

answer) 会費口数算定基準表の左端「資本金区分500万～1000万未満」の欄で従業員については、備考1(4)に基づき、1人となります。
会費口数 9口 年会費 27,000円(@¥3,000×9口)

【事例2】支店営業の場合(営業所の場合も同じ)

私のところは、本社が大阪で化粧品販売業を営んでいます。柏支店を出店するにあたり入会したいが会費はどの位ですか？
会社の資本金は8000万円で全社総従業員数500人で、柏支店は支店長と正社員1名、派遣社員5名です。
↓
従業員数2名

answer) 会費口数算定基準表の備考1(3)に基づき、資本金 8000万円 × 柏支店従業員数 2名 ÷ 総従業員数 500名 = 32万円
会費口数算定基準表の左端「資本金区分500万未満」の欄で従業員については、備考1(4)に基づき、2人となります。
会費口数 7口 年会費 21,000円(@¥3,000×7口)